

第 1 審査会の結論

岐阜県知事(「以下「実施機関」という。 )が行った、特定個人の「相談記録票」、「医療保護入院者の入院届」(以下「入院届」という。 )及び「医療保護入院者の退院届」(以下「退院届」という。 )を非開示とした決定のうち、「相談記録票」並びに入院届及び退院届に記載された以下の部分について非開示としたことは妥当であるが、その他の部分については開示すべきである。

- 1 入院届 病院管理者の印影、「病名」欄、「生活歴及び現病歴」欄、「現在の病状又は状態像」欄、「医療保護入院の必要性」欄及び「診断した精神保健指定医氏名」欄
- 2 退院届 病院管理者の印影、「病名」欄及び「主治医氏名」欄

第 2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成 14 年 11 月 6 日付けで、岐阜県個人情報保護条例(平成 10 年岐阜県条例第 21 号。以下「条例」という。 )第 16 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、「(精神)相談表・入退院届一式 に関するもの」(以下「本件個人情報」という。 )の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を、中濃地域保健所の保有する、異議申立人に係る相談記録票、入院届及び退院届(以下「本件公文書」という。 )と特定したうえで、平成 14 年 12 月 10 日付け中保第 1063 号により、以下の理由により個人情報非開示決定(以下「本件処分」という。 )を行い、異議申立人に通知した。

( 個人情報を開示しない理由 )

- (1) 開示請求者以外の者の個人情報を含む情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な利益が損なわれると認められるため。  
( 条例第 14 条第 1 号に該当 )
- (2) 個人の評価、相談、診断等(以下「個人の評価等」という。 )に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生じるおそれがあるため。  
( 条例第 14 条第 5 号に該当 )

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 15 年 2 月 10 日付けで、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件処分の取消しを求めるものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び理由説明書に対する意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、本件公文書により精神病院への入院を強制されたが、その 24 時間後には退院することができた。そして、その後他の病院で診察を受けたところ精神障害ではないと診断されており（診断書を証拠として提出している。）、周囲から異常性を訴えられたことはない。

したがって、本件公文書の内容は、評価の前提となる事実関係に誤りがあるものであり、その評価自体も誤りである。こうした誤った事情がこのまま放置され、保存されていることは、異議申立人の評価に著しい支障が生ずることから、本件公文書を開示すべきである。

(2) 相談者の正当な利益の保護については、開示されることにより確保される異議申立人の利益と比較衡量して判断されるべきである。異議申立人の身体的拘束という人権侵害にかかわる利益と相談者（第三者）のプライバシーを比較したとき、前者が重大な利益である。そして、開示により相談者の受ける不利益について、具体的、客観的、現実的に明白な理由はない。

(3) 本件個人情報、単に相談に留まらず、異議申立人の強制的な身体の拘束という人権問題にまで至ったものであって、刑事裁判手続においても身体的拘束の理由は開示されるものであることから、本件個人情報も同様に解すべきである。

(4) 「保健所の相談業務の遂行に支障が生じるおそれ」は懸念程度のものであり、その弊害について現実的、客観的、具体的に明白なものとはいえず、また、今後本人の評価に対しいかなる著しい支障が生ずるものか明確にされていない。

(5) 開示されないことを前提に記載されているカルテや学校の内申書も、本人に開示を認めているのが判例であって、開示されないことが前提であることが非開示の理由にはならない。

(6) 「開示するとなると、病状等について、簡略化する対応が予想される」とあるが、人権にかかわる仕事に携わる医師としてはあるまじきことで論外の意見である。開示されても病状や入退院の理由の正当性を主張できるだけの記載がされるべきであって、それが専門家の役割である。カルテも開示が一般化されて以後、より詳細に正しい客観的内容の記入を医師は心がけるようになっている。

(7) 医療行為への誤解や反発を生じさせない為にも開示させるべきである。知らしめないところにそのような問題が生じるのである。

(8) 今後、本件のように、相談者が異議申立人を医療保護入院させようという暴挙に出るおそれは十分にあり、その際、こうした誤った本件個人情報がそのまま放置され、保存されていると、安易に入院させられるおそれがある。異議申立人は、今後

のそうした措置に対応するために、開示を求め、訂正をすることにより、人権を守りたい。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 相談記録票について

相談記録票は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第47条に規定された相談指導のケース記録である。相談業務は、市町村及び保健所の業務であり、ケースは各保健所が定めた様式によって記録整理をし、その秘密の保持が義務づけられている。

保健所は相談を受ける際、保健所と相談者の信頼関係に基づいて相談者から情報を受け取ることとなるが、その内容については、通常、相談対象者を含む他人に開示されないことが前提となっている。これを開示することになれば、相談者は開示を前提として相談せざるを得なくなり、保健所は十分な情報を収集することができなくなる。その結果、保健所が相談者に対して適切な助言・指導を行えなくなるなど、相談業務の遂行に大きな支障が生じるおそれがあり、条例第14条第5号に該当する。

##### 2 入院届及び退院届について

法第33条第1項の規定により、精神病院の管理者は、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要があると認めたとにつき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

また、法第33条第4項の規定による入院届は、入院措置が行われてから10日以内に、保護者の同意書を添えて提出することが義務づけられている。そして、当該入院届に基づき、精神医療審査会がこの入院が適切であったかどうかを審査することにより、適切な医療の確保を担保する仕組みとなっている。

異議申立人に係る医療保護入院は、当初の入院が法第33条第1項の規定により行われたものであって、医療保護入院者の入院届は同条第4項の規定により、退院届は法第33条の2の規定により実施機関に提出されたものであり、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が行う精神障害者の診断の内容が記載されている。この診断内容は、医師が患者の求めに応じて行うような、医師と患者の相互信頼関係に基づく診療行為とは異なり、指定医が行った入院の必要性を判断するための診療行為によるものである。

そのため、診断内容については開示されないことを前提に記載されており、これを本人に開示するとなると、今後、指定医が入院届を記入する際、病状等についてその記載内容を簡略化するなどの対応が予想される。

本件については、異議申立人は入院の翌日には退院しているが、これは、本人が保護者及び医師に対して、「通院し、治療を継続する」と約束したためである。その後、異議申立人は治療のために通院している事実がないことから、症状が回復しているとは言い難く、なお治療が必要であることに変わりはない。このような状態で、本人の認識とは異なる病識等が記載された本件個人情報を開示することになれば、いたずらに本人の不信感を募らせ、医療行為への無用な誤解や反発を生ずるおそれがある。

したがって、条例第 14 条第 5 号に定める「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがある」場合に当たるといえる。

## 第 5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、以下のように判断する。

### 1 本件個人情報について

本件公文書のうち相談記録票は、中濃地域保健所が、異議申立人に関して相談に応じた際の相談指導の内容を記録したものである。

相談指導は、法第 47 条第 1 項の規定により、様々な精神医療に関する相談事項を持った精神障害者、家族等の相談者に対し、保健所で面談等により行われるもので、保健所の職員等が相談対象者に関する様々な情報を聴取し、専門的見地から処遇方針等を決定するとともに、個別指導、医療機関の紹介、医学的指導、相談者等への適正な指導等を行うものである。

相談記録票は、相談者及び異議申立人である相談対象者の氏名、住所等のほか、相談目的及び来談経路、関係機関との連携、家族環境（家族構成、家族歴、関係特記事項）、既往歴、生活史、相談内容、現症、問題点、処置（紹介委託、医学的指導、ケースワーク等）及び事後追求状況が詳細に記載されている。

また、本件公文書のうち入院届は、法第 33 条第 1 項の規定により異議申立人に対し医療保護入院が行われた際に、同条第 4 項の規定により特定の精神病院から中濃地域保健所へ提出されたものであり、退院届は法第 33 条の 2 の規定により提出されたものである。

医療保護入院とは、指定医による診断の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院の必要がある者であって任意入院が行われる状態にないと判定されたもので、保護者の同意があるときに、本人の同意なく入院させるものである。

入院届には、医療保護入院者（以下「入院者」という。）が入院した病院の名称、所在地並びに管理者の氏名及び印影、入院者の住所、氏名、生年月日及び性別、入院年月日、病名、生活歴及び現病歴、現在の病状又は状態像、医療保護入院の必要性、診断した指定医の氏名及び印影並びに保護者の氏名、住所、続柄及び生年月日が記載されている。そのうち「現在の病状又は状態像」欄は、法第 28 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和 63 年 4 月 8 日厚生省告示第 125 号）により示された病状又は状態像の原因となる主な精神障害の例示から、その事実の有無等を指定医が確認し、その判断により記載されている。そして、「生活歴及び現病歴」欄等は、保護者等から聴取した生活歴や現在の病状の推定発病年月日、精神科又は神経科受診歴等が記載されている。

また、退院届には、入院した病院の名称等、管理者の氏名等、入院者の氏名等、退院年月日、病名、退院後の処置及び帰住先、帰住先の住所、訪問指導等に関する意見、社会復帰施設、在宅福祉制度等の活用に関する意見並びに主治医氏名が記載されている。

### 2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第 14 条第 1 号及び第 5 号に該当するとして非開示とした決定については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第 14 条第 5 号該当性について

ア 条例第 14 条第 5 号の趣旨について

本号は、個人の評価等に関する情報のうち、開示することによって、評価等の過程やその基準等が明らかになり、当該評価等や将来の同種の評価等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものは、これを開示しないことを定めたものである。

イ 条例第 14 条第 5 号該当性について

(ア) 相談記録票

相談記録票は、第三者たる相談者から保健所に対して相談のあった異議申立人に関しての記録であって、相談者の氏名等のほか、「相談目的及び来談経路」欄、「家族環境」欄、「既往歴」欄、「生活史」欄及び「相談内容、現症」欄には相談者から見た異議申立人の現症、異議申立人と相談者との間の過去の経緯、相談者の体験等が、「関係機関との連携」欄、「問題点」欄、「処置（紹介委託、医学的指導、ケースワーク等）」欄及び「事後追求状況」欄には、相談者が述べた異議申立人の病症に対する保健所の職員の評価や、異議申立人に対して職員が適切と考える処置方法等の指導内容が記載されている。これらは、個人の生活、健康等に関して受けた相談の内容とその相談に対する対処方法の回答等を記録したものであって、本号前段にいう個人の評価等に関する情報といえる。

医療保護入院は、医療及び保護のために入院が必要と認められる精神障害者を、指定医の診断結果及び保護者の同意を要件として、本人の意に反して精神病院へ入院させる措置である。医師が患者の求めに応じて行う一般の医療行為では、病名、病状等を患者に十分に説明し、必要に応じてカルテを開示することが適切な医療の実施に資するものといえるが、本件事案においては、精神障害者の適正な医療及び保護を確保するために、本人の意思によらない入院や行動の制限を行わなければならないといった精神医療の特殊性から、開示・非開示の判断に際して、患者への心身への影響を十分に考慮する必要がある。

本件事案は当該相談の後に異議申立人の医療保護入院がなされたものであって、通常、その病状をはじめとした相談内容等と異議申立人の病症に対する自覚との間に相違が生じることが予測され、その記載された内容を開示すると、本人がその診断に納得しないことが容易に想定され、その結果、異議申立人に混乱をもたらすことにより、その病状に悪影響を及ぼしたり、今後の治療に対して異議申立人が反発し、拒否すること等が認められる。

また、こうした相談は、通常、相談内容を相談対象者を含む第三者に知られないことを前提に行われるものであって、とりわけ本件のような精神医療に関するものについては、心理的に抑圧されることなく、自由に相談できる環境が不可欠といえる。これが開示されるとなると、相談者の異議申立人に対する評価の相違等から、相談者に対し疑念を抱く等、相談者と異議申立人が対立し、両者間に紛争が生ずることが容易に推測される。また、比較的長期の治療を要する精神医療の特殊性からも、今後行われる相談に際して事実を陳述することを躊躇したり、保健所等に相談しなくなる等、保健所の職員等が異議申立人の病状等を的確に把握することができなくなり、その結果、今後、反復継続して行われる異議申立人の治療に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

さらに、この情報を開示することにより、当該相談者のみならず、県民一般を対象とした精神医療に関する相談及び診断の今後の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることも否定できない。

したがって、相談記録票に記載された内容は、本号に該当すると認められる。

なお、相談記録票には異議申立人の氏名等が記載されているが、当該相談記録票を部分開示しても開示として有意なものとはいえない。

以上から、本件公文書のうち相談記録票については、条例第 14 条第 1 号該当性を判断するまでもなく、本号を理由に全部非開示としたことは妥当であると判断する。

#### (イ) 入院届及び退院届

入院届のうちの「病名」欄、「生活歴及び現病歴」欄、「現在の病状又は状態像」欄及び「医療保護入院の必要性」欄並びに退院届のうちの「病名」欄、「訪問指導等に関する意見」欄、「社会復帰施設、在宅福祉制度等の活用に関する意見」欄は、入院の際に、医療保護入院が適切かどうかを判断する上で、異議申立人の疾病、健康状態等について、精神医学的な見地から指定医が行った診断及び判定の内容を記録したものであって、本号前段にいう個人の評価等に関する情報といえる。

入院届等に記載された病状等については、相談記録票と同様に、本人がその診断に納得しない場合が容易に想定され、こうした情報を開示することにより、病状に悪影響を及ぼしたり、今後の治療に対して異議申立人が反発し、拒否することが十分想定される。

さらに、こうした診断を行った医師や、その根拠となった情報を提供した第三者との間に無用な紛争が生じたり、あるいは遺恨を抱くことが予想され、適切な診断や治療を行うことができなくなるなど、今後の異議申立人の適切な診療に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を異議申立人に開示することにより、異議申立人の診断、治療等に著しい支障が生ずるおそれがあるため、本号に該当すると認められる。

また、退院届の「訪問指導等に関する意見」欄、「社会復帰施設、在宅福祉制度等の活用に関する意見」欄については、当該退院に際し専門的な見地から指定医が行った診断又は判定であって、本号前段にいう個人の評価等に関する情報といえる。しかし、いずれも「特になし」と記載されていることから、これを開示することにより、上記のような支障が生ずるとはいえず、本号に該当しないと認められる。

また、入院届及び退院届に記載された上記以外の情報である、入院者の氏名等、保護者の氏名等、入退院年月日、退院後の処置等、主治医の氏名等については、異議申立人の了知している事実等であって、本号にいう個人の評価等に関する情報とはいえず、本号に該当しないと認められる。

#### (2) 条例第 14 条第 1 号該当性について

##### ア 条例第 14 条第 1 号の趣旨について

本号は、個人情報記載された公文書に開示請求をした本人以外の者の個人情報

報が含まれている場合で、開示することによって当該本人以外の者の正当な利益が損なわれると認められるときには、これを開示しないことを定めたものである。

イ 条例第 14 条第 1 号該当性について

入院届及び退院届の条例第 14 条第 5 号に該当しないと判断した部分のうち、入院届の「診断した精神保健指定医氏名」欄及び「保護者」欄並びに退院届の「保護者」欄及び「主治医氏名」欄の情報は、いずれも異議申立人以外の特定の個人が識別される情報であることから、本号前段にいう請求者以外の個人情報であると認められる。

まず、「診断した精神保健指定医氏名」欄及び「主治医氏名」欄に記載された指定医の氏名及び印影については、医療保護入院が本人の意思に反して行われるものである以上、異議申立人の入院等に際して治療の必要性を認めた指定医の氏名を開示することにより、当該指定医に不信感や遺恨を抱いたり、その記載内容の真偽や詳細を確かめようとするために、当該指定医の生活に影響を及ぼすような追及等がなされるおそれを否定できず、当該指定医の正当な利益が損なわれるおそれがあるため、本号に該当すると認められる。

しかし、「保護者」欄に記載された保護者の氏名、住所、続柄、生年月日及び入院者との関係等については、法第 20 条第 1 項及び第 2 項により保護者の資格が定められており、また、通常は異議申立人が了知しているものといえることから、これらを開示することによって、当該保護者の正当な利益が損なわれるとはいえず、本号には該当しないと認められる。

(3) 条例第 14 条第 3 号該当性について

ア 条例第 14 条第 3 号の趣旨について

本号は、事業者の事業活動情報を含む個人情報を開示することによって当該事業者の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる場合は、これを開示しないことを定めたものである。

イ 条例第 14 条第 3 号該当性について

本件公文書のうち入院届及び退院届は特定病院から実施機関へ提出されたものであって、特定病院の名称、所在地並びに管理者の氏名及び印影が記載されていることから、これらの本号該当性について以下検討する。

入院届及び退院届に記載された特定病院の名称及び所在地については、保護者の氏名等と同様、異議申立人が了知しているものといえ、また、その管理者の氏名については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 14 条の 2 第 1 項の規定により、管理者が当該病院内に見やすいように掲示する義務があり、特定病院の名称が開示されればその管理者の氏名も明らかとなるものであって、これらを開示しても、特定病院の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるとはいえず、本号には該当しないと認められる。

また、入院届及び退院届に押印された管理者の印影については、一般に公にしているものとはいえず、特定病院の重要な内部管理に関する情報であって、印鑑の偽造の可能性を否定できず、これを開示することにより、特定病院に不利益を与えるおそれがあり、競争上の地位その他正当な利益が損なわれることから、本号に該当すると認められる。

#### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、入院時に行われた診断の前提となっている事実関係に誤りがあり、その評価が誤ったのであり、その後他の病院で診断を受けたところ精神障害はないと診断されたと主張しており、その証拠として診断書を当審査会へ提出している。

一般に、医療情報については、治療を受けた時期と開示された時期との隔たりや、本人が治療中であるか治療後であるか、治療後であっても治療完了からの時間的な経過がどの程度か等によって、当該情報の持つ意味合いが異なっている場合があるといえる。

しかし、医療保護入院については、患者にとって強制的な側面を伴うものであるため、入院者の人権侵害等の観点から、法により、入院届を実施機関に報告させ、精神医療審査会における審査等を通じ、当該入院の必要性について公正かつ専門的なチェック機能が働く仕組みを用意している。

こうした精神医療の特殊性からは、本件個人情報の開示・非開示に当たって特に慎重な配慮が必要になることから、当審査会としては、本件個人情報に関する記載内容に係る事実関係については、既に公になっている場合や容易に確認できる場合等の特段の事情がない限りこれを考慮する必要はなく、条例第 14 条各号の非開示事由のいずれかに該当するかどうかにより、判断すべきであると考えます。

異議申立人の意見及び実施機関の説明を検討した結果、今回、事実関係に、すでに公になっている場合や容易に確認できる場合等の考慮すべき特段の事情は認めるとはできず、異議申立人の主張は認められない。

#### 第 6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審査の経過
平成 15 年 2 月 26 日	・ 諮問を受けた。
平成 15 年 3 月 10 日	・ 実施機関（保健医療課）から理由説明書を受領した。
平成 15 年 3 月 11 日	・ 異議申立人に理由説明書を送付した。
平成 15 年 3 月 17 日	・ 異議申立人から理由説明書に対する意見書を受領した。
平成 15 年 3 月 20 日	・ 実施機関に理由説明書に対する意見書を送付した。
平成 15 年 3 月 20 日 （第 10 回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。
平成 15 年 4 月 23 日 （第 11 回審査会）	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。

平成 15 年 5 月 19 日  
( 第 12 回 審 査 会 )

・ 諮 問 事 案 の 審 議 を 行 っ た 。

( 参 考 ) 岐 阜 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会 委 員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	岩 畑 修	( 財 ) 岐 阜 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー 専 務 理 事	
	金 子 輝 子	岐 阜 県 商 工 会 女 性 部 連 合 会 会 長	
会 長	上 寺 久 雄	岐 阜 聖 徳 学 園 大 学 名 誉 教 授	
	武 藤 公 典	( 財 ) 岐 阜 県 広 報 セ ン タ ー 顧 問	

( 五 十 音 順 )